

P1~2 電気通信事業法が改正されました

P3 中央区消費生活相談の概要

P4 健康食品や化粧品などのお試 し購入にご注意、消費生活相 談専用ダイヤルを増設しました

166<sub>5</sub>

平成28年7月

編集発行 中央区 消費生活センター ☎03-3546-5332 ホームページ http://chuo-consumer. genki365.net/

#### 電気通信事業法が改正されました

スマートフォンや携帯電話、自宅の電話やパソコン、テレビなど情報通信技術は日々著しく進歩しています。それに伴い、インターネットなどの\*電気通信サービスを利用する方も増えています。電気通信サービスについては電気通信事業法という法律がルールを定めています。

この電気通信事業法が改正され、平成28年5月21日から施行されました。

主な改正のポイントはこちらです。

- ① 説明義務の充実
- ② 書面交付義務の導入
- ③ 初期契約解除制度の導入
- ④ 再勧誘の禁止



何やら難しいものが始まったと感じられるかもしれません。しかし、これらは私たち消費者の利益につながる大事なものです。そこで、次のページにて解説いたします!

※電気通信サービスとは、電気通信を利用して提供されるサービスのことをいい、国内・国際電話、携帯電話、PHS、インターネット等が対象になります。

#### 中央区消費生活センター 相談窓口のご案内

| 消費生活相談専用ダイヤル |

**203(3543)0084 203(3546)5727** 

相談日時 月曜日から金曜日まで 午前9時~午後4時(祝日・年末年始を除く)

所 在 地 〒104-8404 中央区築地1-1-1 中央区役所 1 階 http://chuo-consumer.genki365.net







### ①説明義務の充実

者に義務付けられました。経験、契約目的に配慮した説明を行うことが事業者に対しては、契約する前にその利用者の知識や者に対しては、契約する前にその利用者の知識や

に通知することが事業者に義務付けられました。いのですが、自動更新される際には利用者に事前別のですが、自動更新される際には利用者に事前別がは期間経過後に契約が自動更新されるものが多また、携帯電話などの契約ではいわゆる「2年縛また、携帯電話などの契約ではいわゆる「2年縛また、携帯電話などの契約ではいわゆる「2年縛

## ②書面交付義務の導入

に、ここで利用者に交付することが事業者に義務付けられを明らかにする書面(「契約書面」と呼ばれます。)を明らが成立した後、すぐに成立した契約の内容



# ③初期契約解除制度の導入

することができる制度をいいます。うことなく一方的に電気通信サービス契約を解除を含めて8日間は利用者の都合により違約金を払初期契約解除制度とは契約書面を受け取った日

関する契約は解除できません。

「おいっとはできますが、スマートフォンなどの通信端末にはできますが、スマートフォンなどの通信端末にはできますが、スマートフォンなどの通信端末にはできますが、スマートフォンなどの通信端末にはできますが、スマートフォンなどの通信端末にはできますが、スマートフォンなどの通信端末にはできません。

れ、初期契約解除制度は適用されません。ビスについては「確認措置」という制度が適用させるで、総務大臣の認定を受けた電気通信サー

### ※確認措置とは

約も解除できる制度です。サービス契約と一緒に通信端末に関する契り具合が悪い場合や契約前の説明や書面交り具合が悪い場合や契約前の説明や書面交のしたが

# ④ 再勧誘(勧誘継続行為)の禁止

理店が勧誘を続けることが禁止されました。用者が申し出たにもかかわらず事業者又はその代契約を締結せず、今後勧誘を受けたくないと利

# ◆消費生活センターより

を負うのも消費者自身です。 者保護の視点から新たなルールが作られています。しかし、どんなにルールがあったとしても契約をする最終的な決断を行うのとは消費者自身であり、成立した契約の責任を負うのも消費者自身です。

それでも納得がまる際には、理解・納得ができるまで事業者に説明を聞いたり、提供さいた。

いかない場合は、

契約をしないと

いう選択をする

ことも重要です。



### 概 要

### 相談件数は1.

したが、 相談件数は平成2年度以降減少傾向が続 平成27年度は前年度より42件、2%増加し いて ίJ

## 658件

した。

#### (平成27年度 ま

### 不当請求の相談が第

(件)

1,937

1.104

1,867

-1,240-

2,500

2,000

1,500

1,000

500

0

律用語を持ち出し、脅迫的な物言いをするなどして何

主張をしても通用しません。相手はもっともらし

かし、不当請求のメールを送る者にいくら正当な

とかお金を騙し取ろうとします。

ぼり、 空請求に代表される「不当請求」 輸・通信サービスの相談件数の内、 信サービス」に関するものです。 平成27年度に最も多く寄せられた相談は 相談全体の約4分の1を占めています。 件数は399件にの に関するものです。 最も多い相談が架 「運輸・ この運 通

ル

が

届

事前に合意した内容とは異なる内 容、もしくは合意のない内容の請求を 一方的にすることをいいます。

たとえば、突然メールで「有料会員 登録料の請求」などといった身に覚え のない請求を受けるケースが代表的な 例です。

とです。

方が多いようです。 していないのだから、 る方がいます。自身は料金が発生するような申込みは 不当請求の メ ル が 話せばわかるはずだ、と考える 届 た際に送信元に連絡をす

年度別相談件数の推移

1.826

1,297

23年度 24年度 25年度 26年度 27年度

相談件数

- 契約に関する件数

1,616

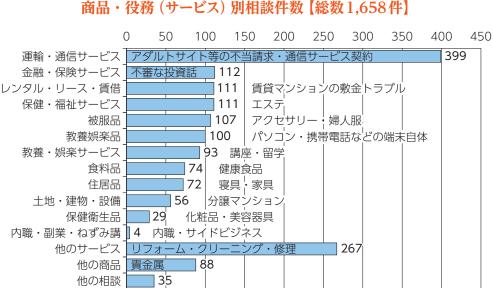
1,166

1,658

-1,218

ちらから連絡してしまうと、送信元にメールアド や電話番号などの個人情報を知られてしまいます。 ていることが多いのです。 それだけではありません。実は送信元はコンピュー -を用いて不特定多数に無作為にメール いているのか把握していません。 つまり、送信元は誰にメ そんな中、 を送信し

夕



うなると、さらなるトラブルに巻き込まれてしまうか もしれません。 身に覚えのない請求に関するメール が届

最善の対処方法は連絡をしたりせず「無視をする」こ た際



#### 相談事例

ようです。
ようです。
ようです。

をりません。<br/>
このようなトラブルの多くは定期購入の条件を消費者が見落としたことや販売事業者がわかりにくく<br/>
条件を表示していることが原因です。通信販売では、<br/>
法律で販売価格や送料、代金の支払い方法や時期、返<br/>
活の可否など販売条件を消費者に明らかにすることが定められており、定期購入の条件も表示しなければ<br/>
なりません。

してください。
してください。
してください。



申し込んだ消費者からの相談が増加しています。

す。その条件を認識せず、1回のみの購入だと思い

数回購入することを条件としている事業者もありまで商品を販売しますが、その代わり定期購入として複す。そのような事業者の中には、初回のみお試し価格などをお試し価格で提供する事業者をよく目にしま

インターネットや雑誌をみると、健康食品や化粧品

消費生活センターより

#### 消費生活相談専用ダイヤルを増設しました!

中央区消費生活センターでは平成28年度から消費生活相談専用ダイヤルを 増設しました。相談専用ダイヤルは次のとおりです。



消費生活相談専用ダイヤル 3-3543-0084 または

03-3546-5727